

令和2年度 学習支援図書セット貸出 実施要項

群馬県立図書館

1 趣旨

本事業は、児童生徒のさらなる読書活動推進を目的とし、各学校（園）における教科学習や総合的な学習の時間等の教育活動を支援するため、図書セットの貸出を行う。

2 貸出セット

貸出すセットは、《授業支援 174セット》《紙芝居 37セット》《大型絵本 22セット》《アニメーション 20セット》の合計253セット。

3 貸出可能セット数と期間

- (1) 1回の貸出で、貸出可能なセット数は最大4セット（紙芝居舞台・拍子木は除く）とし、貸出期間は、貸出期日から最長3ヶ月とする。
- (2) 同時期に複数校が利用できないと学習に支障をきたすおそれのあるテーマ（修学旅行セットや尾瀬セット等）については、1セットのみの貸出とする。

4 申込

- (1) 本事業による図書の貸出を希望する学校（園）は、「申込用紙」（別紙様式1）により、FAXやメール等で申し込む。「申込用紙」のデータは、県立図書館Webページからダウンロードできる。※下記URL参照

①群馬県立図書館Webページアドレス <https://www.library.pref.gunma.jp/>

②「学習支援図書セット貸出」のページ https://www.library.pref.gunma.jp/?page_id=605

- (2) 申込は随時受け付け、貸出校は申込書の先着順に決定する。

【申込先】〒371-0017 前橋市日吉町1-9-1

群馬県立図書館 地域協力係 学習支援図書セット担当

TEL 027-231-3336 FAX 027-235-4196 E-mail fuku-ma@pref.gunma.lg.jp

5 借受手続

図書の借受時には、「図書借受書」（別紙様式2）を提出する。

6 図書の運搬

貸出・返却における図書の運搬は、原則として各学校（園）が行う。ただし、遠隔地については、当館の協力車が巡回している公共図書館や公民館図書室へ届ける等の方法を相談することができる。

7 未返却資料について

返却期限までに返却できない図書がある場合には、セット返却の際に「未返却図書一覧表」（別紙様式3）を提出する。また、紛失等の理由により、貸出図書を返納できない場合には、別に定める図書館資料賠償要項を適用する。（※平成28年10月から第4条の規定により、き損、亡失の原因が児童・生徒であるときは、賠償を免除することができることとなった。）